

かながわ

KANAGAWA HOJINKAI NEWS

2020
11.12
No.555



セーリングワールドカップシリーズ江の島大会 2019 470 級のメダルレース (提供: 神奈川県)



公益社団法人 神奈川法人会

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/kanagawa/>

No.555

特集 ENOSHIMA SAILING ー江の島セーリング競技ー
コロナ時代に頑張る仲間たち
連載「横顔シリーズ」理事の横顔⑧

ENOSHIMA SAILING

江の島セーリング競技

今回は来年に延期された東京 2020 オリンピックにむけ、神奈川県藤沢市に於いて開催されるセーリング競技会場の「江の島ヨットハーバー」を取材させて頂きました。

神奈川県スポーツ局セーリング課の職員の方々は、日夜オリンピックの成功にむけ注力されています。

東京 2020 「セーリング競技」 会場に

晴天の海沿いを歩いたりドライブしたりすれば必ずみかけるヨット、ウインドサーフィン。帆（セール）の表面に流れる風によって生ずる揚力を利用して水上を進むまたは滑走すること。これが水上で行うセーリングという行為です。

セーリングは様々な伝統的な目的のため行われていました。それは航海、貿易、漁。近年ではレジャーや競技として愛されています。

そして国をあげての東京 2020 オリンピックに於いての「セーリング競技」は当神奈川県藤沢市江の島ヨットハーバーに決定したのでした。

日本最大級の公共ヨットハーバー

江の島ヨットハーバーは 1964 年東京オリンピック開催に合わせて整備された日本最大級の公共ヨットハーバーです。聖火ランナーが江の島を走り抜けヨットハーバーの聖火台に火を灯し、江の島は沸いたのです。そして半世紀を越え再び決戦の地となるのです。取材に訪れました江の島ヨットハーバーのヨットハウス（湘南港、港湾管理事務所）はリニューアルしたばかりでガラス張りの明るく爽やかな造りで波をイメージした屋根がとても印象的でした。カフェなどもあり、誰もが気軽に立ち寄れるようになっています。

ここを拠点にオリンピックにむけ、セーリング課の方々も様々な課題に取り組んでいます。セーリングセン

ターの新設や、選手の方々の活動支援をはじめ、ハーバー利用者が保管する艇の移動の調整や選手村に関する調整など様々な課題に取り組んでいます。

セーリング競技の歴史

オリンピックにおけるセーリングの歴史は古く 1896 年第 1 回アテネ大会から正式競技です。しかし、天候不良のため中止になり 1900 年第 2 回パリ大会から実施され、1996 年アトランタ大会までは「ヨット」の呼称でしたが 2000 年シドニー大会から「セーリング」という名称に変更になりました。

セーリング競技で日本がオリンピックに参加したのは 1936 年ベルリン大会からです。

1996 年アトランタ大会、2004 年アテネ大会、共にメダルを獲得して大変盛り上がり、海のスポーツとして根強い人気を集めて、再び江の島への夢をつないだのです。ところが、ご存知の通りコロナ禍という大きな波を受け、進むことができず、混迷を極めました。1 年後の開催の決定を受け、再び少しずつ動き出しました。セーリング競技日本代表にすでに内定している選手の変更はなく、ナショナルチーム（呼称 日の丸セーラーズ）の選手も日々の訓練に力を注いでいるということです。

その中でも当神奈川県横浜市出身レーザーラジアル級、土居愛美さんは大変期待されています。2010 年世界選手権で、2 位に入り、18 才でロンドンオリンピックに出場。2017 年世界選手権 3 位。2018 年ジャカルタアジア大会金メダルの好成績をあげています。神奈川県民としてエールを送りたいです。



（左）江の島セーリングセンター 東京 2020 オリンピック競技大会・セーリング競技の円滑な運営を図り選手の支援を目的に建設された。またオリンピック終了後はセーリング競技の活動を支える。

（中）1964 年「東京オリンピック」で使われた聖火台（台座は復元されたもの）。（右）東京 2020 モニュメント

セーリング競技種目

ここでセーリング競技種目について説明します。

【競技種目について】(1、2 は男女共通)

1 RS・X 級 (アールエスエックス)

1 人乗り ウインドサーフィン種目。

2 470 級 (ヨンナナマル)

2 人乗り 艇の長さが 470cm の 2 人乗り種目。

適正体重合計 130kg

3 レーザー級

男子のみ 1 人乗り

4 レーザーラジアル級

女子のみ 1 人乗り (レーザー級よりセール面積が小さい)

5 49er 級 (フォーティナイナー)

男子のみ 2 人乗り 海の F 1 と呼ばれ高速スピードが特徴。

6 49erFX 級 (フォーティナイナーエフエックス)

女子のみ 2 人乗り 49er 級よりマストの高さ、セール面積が小さい。

※ 49er は男女とも、艇の外に大きく身を乗り出しバランスをとりながらの操縦。

7 フィン級

男子のみ 1 人乗り 東京 2020 大会セーリング大会 1 人乗り競技の中で最も大きく、歴史も一番古い種目。欧米で根強い人気がある。

8 フォイリングナクラ 17 級

男女混合 2 人乗り 双胴艇で海面を浮かびながら高速で進む。唯一の男女 2 人乗りの種目。



江の島ヨットハーバーで矢島裕久課長をはじめとする職員の方々と記念撮影

コースは競技日の風によって決定するそうです。オリンピックのメダルレース(決勝)では 10 艇が競い、レース海面に設置されたマーク(ブイ)を決められた順序で決められた回数を回ります。セーリングは広い海面で行われるので、連絡指示を目視できる旗を主信号として、音声(フォーン、ブザー)を補助信号として使うそうです。

どの方向に進むか風を読むことが、勝敗に大きく影響するということです。

神奈川県が一丸となって力を注ぐ、東京オリンピックセーリング競技、ぜひ再び江の島の聖地にて熱い戦いが繰り広げられること、躍動感ある波のしぶきと力強い選手たちの姿に歓声と感動を願っています。

(広報委員 二瓶則子(文責)、久保田耕二、望月信久、月山裕)



1



2



3



4



5



6



7



8

セーリング レース コースガイド

セーリング競技で主に使用する
レースコース
→ コースルート
--- 実際のヨットの進路

スタート後、それぞれの
マーク(ブイ)を回ってフィ
ニッシュを目指します。

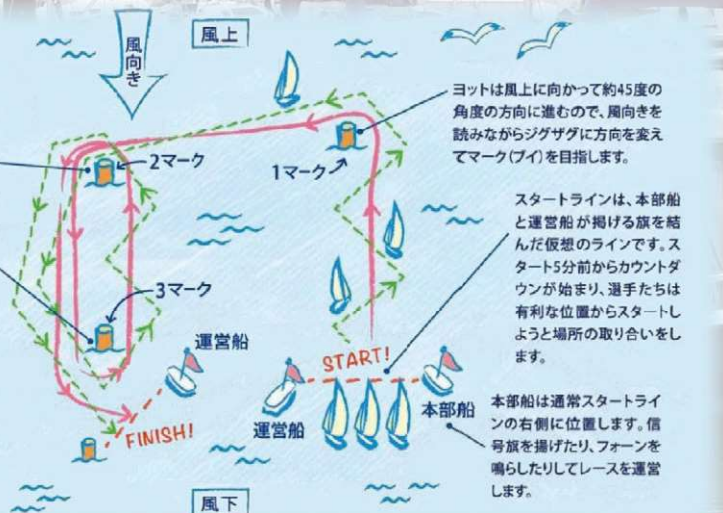
公平なレースを行うために、風向
きが変わるとマーク(ブイ)の位置
を変えることがあります。

おさえておきたい用語!

タッキング 風上に向かって
行う方向転換

ジャイピング 風下に向かって
行う方向転換

セーリングについて
わかりやすい説明
動画はコチラから!



(提供: 藤沢市)

国税の納付は、
簡単・便利な

ダイレクト納付
をご利用ください





e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報の登録をした後に、簡単な操作で、あらかじめ届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。


詳しくはこちら

簡単

- インターネットを利用できる端末があれば、利用可能です！
- インターネットバンキングの契約は不要！
- e-Taxの利用者識別番号 (ID) と暗証番号 (PW) のみで納付手続きが行えます！
- ▶**電子証明書の添付やICカードリーダライタは不要です！**

便利

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！
- ▶**源泉所得税を毎月納付している方に便利です！**
- 即時又は納付日を指定して納付することができます！
- 税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことができます！
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます！
- 納期限前の計画的な納付 (予納) が簡単にできます！

**地方税より
納付方法のご案内**

○『地方税共通納税システム』から、個人住民税 (特別徴収分) も電子納付をすることができます。

詳しくはeLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。

※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ手続が必要となります。

なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

ダイレクト納付を利用するには

**ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある**

利用可能金融機関は国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) でご確認ください。



**e-Taxの利用開始手続をする**

e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください (即時発行されます)。

※既に利用者識別番号を取得済の方は二重に手続することのないようご注意ください。



**ダイレクト納付利用届出書を提出する**

「ダイレクト納付利用届出書」にご利用を希望する預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

なお、納付する際に預貯金口座を選択するには、ご利用になられるすべての預貯金口座についてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。メッセージボックスに登録完了メッセージが格納されるとダイレクト納付をご利用いただけます。

4

令和2年分確定申告書は、「並ばずに」「自宅から」ラクラク電子申告!!

税務署で発行した

① ID（利用者識別番号）と

② パスワード（暗証番号）

を使えば、ご自宅から電子申告 **(e-Tax)** を利用できます！



コロナウイルス
感染防止!

IDとパスワードを取得すれば、マイナンバーカード等をお持ちでない方もご自宅からe-Taxを利用することができます。
マイナンバーカードを使って送信する場合は、①マイナンバーカード②ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマホを用意してください。

◆ 発行を希望される場合は、申告される**ご本人**が、**本人確認書類**をお持ちの上、
お近くの税務署にお越しください。⇒神奈川署は**1階総合窓口横**で発行しています。

◆ 準備ができたなら国税庁HPにアクセス



画面の案内に従って金額などを入力し、e-Taxで送信して**申告完了**



【おすすめ】 IDとパスワードを使って「**スマホ**」で送信する。



◆ **給与のみ、年金のみの方は、スマホ専用画面**から入力した方が便利です！

是非、見やすい専用画面をお試しください！（**医療費控除**や**寄附金控除**を申告する方はこちらが便利です。）
出張発行も行っております。詳しくは税務署までお問い合わせください。

法人会からの提言

～コロナ禍の中小企業を救う「税制措置」と未来のための「財政健全化」を求めます！～

例年、法人会全国大会で決議されている税制改正提言ですが、本年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となったため、9/24 開催の公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）の理事会において「令和3年度税制改正提言」を決議いたしました。

地域経済と雇用の確保の担い手である中小企業は、新型コロナウイルスの影響により厳しい局面に立たされています。まずは、経営実態などを見極めながら、中小企業が事業を継続するために必要な支援策や税制措置を講じることを強く求めています。

今後、この提言に基づき、全法連は政府・政党に、各地の法人会からは、それぞれの自治体等に対して提言活動を行ってまいります。

<令和3年度 税制改正スローガン>

- コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、中小企業に実効性ある支援と税制措置を！
- 厳しい財政状況を踏まえ、コロナ終息後には本格的な税財政改革を！

提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/wp-content/uploads/2020/09/>

令和3年度税制改正に関する提言 .pdf



コロナ時代に頑張る仲間たち

医療現場の皆さんへ 感謝を込めて

～簡易防護服を作って応援しよう

横浜入江郵便局 局長

加藤 美 幸

新型コロナウイルス感染は未だ収束の兆しが見えず、医療現場では深刻な医療資材の不足が起きています。そんな中、SNSで任意団体「防護服支援プロジェクト」（東京都千代田区・宮城県気仙沼市）の活動を知りました。

これは「簡易防護服を医療機関や高齢者福祉施設などに送ることで、医療従事者の負担軽減と、国内の医療崩壊を防ぐ」ことを目的に立ち上がったプロジェクトで、活動内容は、東京都済生会中央病院の指導のもとに考案されたという、厚手のポリ袋と養生テープを使って簡易防護服を作り医療現場等に送る「作業力」と、材料費などの「寄付」を集めるというもの。

この内容に賛同し、6月から個人的に「作業力」で参加していましたが、まだまだ防護服が足りないという現状を知り、横浜東地区連絡会長 串田局長（横浜池辺郵便局）に協力を要請したところ、すぐに数人の局長が協力してくれて、「横東防護服支援プロジェクト」が立ち上がりました。

早速、地区連絡会内（神奈川・西・鶴見・港北・緑・

都筑・青葉の7行政区）全134局へ有志を募ったところ、時間外の活動にも関わらず想定を超える参加申し込みがあり、7月下旬～8月上旬の7日間（予定より一日増やして）開催することになりました。

防護服は衛生用品のため、埃・糸屑・汚れが付着しないように、また除菌にも気をつかいながら、マニュアルに沿って作業を実施。述べ210人の局長・社員が合計240着を完成させました。その後、1着1着検品をして、先の「防護服プロジェクト」からの指示により、神奈川県と京都府の病院へ100着ずつ発送しました。



真剣に取り組む局長達



完成した簡易防護服

数日後、送付先の病院からお礼状をいただき、その丁寧な対応への感謝と、お役に立てた喜びを皆と共有できたことが、コロナ禍の中で落ち込みがちな中での活力となりました。

皆で集まり、ひとつの目標に向けて取組むことで、誰かの支えになれるだけでなく、自分たちも元気をいただきました。

現在も活動を続けており、10月には埼玉県戸田市の病院に100着を送らせていただきました。

郵便局の歴史の中で「地域貢献・社会貢献活動」は、いわば原点回帰です。今後も継続することが大切と考えています。また、このように情報発信することで、この取り組みが周囲へ、一人ずつでも広がっていくことを願っています。

「防護服支援プロジェクト」についての問合せは

Web「問い合わせフォーム

(<https://bougofukushien.com/contact/>)にて
団体事務局へ。



2人1組になり効率よく作業



加藤から作り方を教わる局長達



「夢」

常任理事・青年部会長 赤沼 要



子どもの頃の夢はサッカー選手になることでした。地元のクラブチームでサッカーを始めたのは、小学1年生の頃でした。それから49歳になった今でもサッカーを続けています。特に高校3年間は年間の休みが10日もないほど、サッカーに明け暮れていました。

始めた当時は、野球が盛んだった時代にサッカーをやっているという優越感がありました。それはサッカーが紳士的で、センスあふれる世界のスポーツだと教えられたから。フランクでいつも陽気、プレイスタイルは自由、特に個性を尊重するクラブでした。一方で、“俺”ではなく“僕”を使うなど、常に品のある振る舞いも厳しく求められました。



「僕たちはちょっとカッコいいスポーツをしている」という気持ちにしてくれるサッカーが好きでした。モラルや、仲間と楽しみながら競争すること、独自の表現や発想力は、まさにサッカーから学んだものです。

クラブでは山登りやキャンプファイヤーなど、イベント盛りだくさんの夏合宿もありました。今もまだ鮮明に覚えていることがあります。それは…朝起きると、なんと腕にはマジックで書かれた腕時計、足にはスパイク、サングラスやパンツまでもがプレゼントされていること！この落書きプレゼントをもらうのが嫌で、コーチや先輩に根回しするなど工夫して阻止したものです。プレゼントの恐怖に怯えながらも、落書きくらいと覚悟を決めて寝たこともありました。子どもながらに知恵を絞って作戦を立て、遊びや悪さにだって真剣に向き合った経験は、その後の人生にとっても役立っています。

私には3歳になる息子がおり、1歳の頃から少しずつサッカーを教えています。サッカー選手になる夢を持つ子どもが全員、プロサッカー選手になれるわけではありません。もしかしたら、レギュラーにだってなれないかもしれません。でも試合に出られなかったとしても、サッカーを通してたくさんの学びがあると信じています。試合に出ること以外にも、サッカーはたくさんの大切なことを教えてくれて、今も自分を支えてくれていることを、サッカー少年だった“僕”は知っているから。



だから息子にも自分の好きなものを通して、楽しく学び育ってもらえれば良いと思っています。それがサッカーなら最高ですね。体力的にいつまでプレーできるか分かりませんが、息子が大きくなった時、一緒にボールを蹴る日までサッカーを続けたいと思っています。

それが今の私の夢です。

身近な 法律相談 Q&A

【回答者】
弁護士 小山 治郎氏



遺産分割と不当利得

Q

私の父は本年5月に亡くなりました。相続人は兄と私だけです。遺産は、自宅の土地建物と、その隣にある貸家で、家賃は月15万円です。その他に預金が1,000万円程あります。兄とその家族は、父の生前から父の自宅建物の2階に住んでいます。そして兄は、父の死後、貸家の家賃を受け取っています。

私は隣の市で住宅ローンを組んで家を買いましたが、兄家族は、ずっと父の家に無償で住んでいます。

兄と遺産分割について協議が整わないので、家庭裁判所に遺産分割調停を申し立てるつもりですが、兄が勝手に受け取っている父死亡後の家賃は遺産分割の対象になるのでしょうか。また兄は父の自宅にずっとタダで住んでいたのだから、その間の家賃相当額は生前贈与と同じように特別受益にならないでしょうか。また、父死亡から遺産分割までの家賃相当額は不当利得にならないでしょうか。

A

お兄さん家族はお父さんの家に無償で住み、貴方は自宅を購入したので不公平だというのはよくわかります。

まずお兄さんが独り占めにしている貸家の家賃ですが、これは原則遺産分割の対象にならず、相続分に応じて当然に分割されます。一般に債権は相続分に応じて当然分割で、預金だけは平成28年12月19日の最高裁決定で、例外的に遺産分割の対象になったのです。したがって貴方は、遺産分割までの貸家の家賃の半分をお兄さんに不当利得として請求できます。これは遺産分割とは別です。

次に、お父さんの生前の家賃相当額がお兄さんの特別受益になるかの問題ですが、判例はこれを否定しています。貴方の不満はわかりますが、お兄さん家族もお父さん家族の世話をすることもあり、判例はお兄さんの独自の占有を認めず特別受益を否定しています。

最後に、お父さんが亡くなると、お父さんの自宅は遺産として貴方とお兄さんの共有になるのに、お兄さんだけが使っているのは、不当利得にならないかの問題ですが、これも判例は否定しています。お父さんとお兄さんとの間には、生前、自宅を無償で使用するという使用貸借関係があり、お父さんは遺産分割まで使用貸借を認めていたと考えられるからです。それですから、もしお兄さん家族がお父さん死亡後に住みついたのであれば不当利得になります。

人事・ 労務相談 Q&A

【回答者】
社会保険労務士法人ゼネラル・ブレインズ
代表 伊藤 孝仁氏
<http://general-brains.or.jp>



非正規社員への「同一労働同一賃金」の説明義務

Q

来年4月から中小企業で始まる同一労働同一賃金の説明義務ですがどのように説明すればいいですか？

A

説明を求めたパートタイマーや有期契約社員と職務内容が近い正社員との待遇差とその理由を説明することになります。

2021年4月から99%を占める中小企業で同一労働同一賃金に伴う説明義務が始まり、これを怠ると行政の指導・勧告の対象となります。説明はパートタイマーや有期契約社員から求めがあった場合に行えばいいのですが、次のような方法で説明することになります。まず、説明を求められた非正規社員と「職務内容と配置変更の範囲」が最も近い正社員（または近い層）を選びます。「職務内容」とは、これまで年功や職能で給与を決めてきた日本ではなじみが薄くわかりにくい原因にもなっていますが、「業務内容と責任の程度」のことです。業務内容は職種、責任の程度は役割・権限・期待されることなどと考えてください。比較対象者の正社員との待遇差の有無、待遇差がある場合は、基本給、手当、賞与、福利厚生などについて待遇差の内容とその理由（責任の程度・配置変更の範囲・成果・経験・職能などの違いなど）を説明します。説明の方法は資料を活用しながら口頭での説明が基本となります。今後、正社員とそれ以外の従業員との待遇の差を洗い出し、待遇差が「不合理ではない」と説明しにくい場合には、待遇の改善を検討する必要もでてきます。不合理かどうか自体は司法判断となりますが、今後は行政ADR（裁判外紛争解決手続・調停など）も利用できるようになります。



横浜市からのお知らせです

給与支払報告書の提出をお願いします！

提出期限は令和3年2月1日(月)です！

Q. 当社には社員が8名います。横浜市に6名(中区2名、南区4名)、横須賀市に2名住んでいます。この場合、給与支払報告書はどこへ提出すればよいでしょうか？

A. 横浜市にお住まいの給与所得者分の給与支払報告書は、一括して下記の横浜市特別徴収センター(財政局法人課税課)へご提出ください。横須賀市にお住まいの給与所得者分の給与支払報告書は、横須賀市へご提出ください。

※個人事業主の方の場合、番号法に基づく本人確認のため、給与支払者に関する「個人番号カード(両面)の写し」又は「運転免許証等の本人確認書類の写し及び通知カードの写し等の個人番号がわかる書類」の添付をお願いします。

給与支払報告書や特別徴収関係書類の提出・
特別徴収に関するお問合せ先

■横浜市特別徴収センター(財政局法人課税課)

〒231-8314

横浜市中区真砂町2丁目22番地 関内中央ビル9階

Tel. 045 (671) 4471

受付時間: 8時45分～17時15分

(土・日・祝日・休日・年末年始を除く)

※区役所ではお取扱いしておりませんのでご注意ください。

横浜市 特別徴収

検索

償却資産申告書の提出をお願いします！

提出期限は令和3年2月1日(月)です！

新型コロナウイルス感染症に関する軽減措置

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための措置に起因して、事業収入が減少した中小企業者等が所有する事業用家屋及び償却資産については、令和3年度分に限り、**固定資産税の軽減措置**があります。軽減を受けるためには、**令和3年2月1日(月)までに申告が必要**です。

【詳細は市ホームページをご確認ください。】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/shizei/koteishisan/koteishuunyuugen.html>

横浜市 新型コロナ 固定資産税

検索

固定資産税(償却資産)の申告書提出・
課税に関するお問合せ先

■横浜市償却資産センター(財政局償却資産課)

〒231-8343

横浜市中区真砂町2丁目22番地 関内中央ビル10階

Tel. 045 (671) 4384

受付時間: 8時45分～17時15分

(土・日・祝日・休日・年末年始を除く)

※区役所ではお取扱いしておりませんのでご注意ください。

横浜市 償却資産センター

検索

～財政局法人課税課、償却資産課は、令和2年12月に移転します～

◆移転日: 法人課税課: 令和2年12月14日(月) 償却資産課: 令和2年12月21日(月)

◆移転先: 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル 5階(郵便番号は変更ありません。)

償却資産申告書、給与支払報告書等各種申告書は、便利な電子申告(eLTAX)をご利用ください！

電話: 0570-081459 (ハイシンコク) <https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索



神奈川県からのお知らせです

地方税の申告は *eLTAX* をご利用ください。

～ 地方税共通納税システムを利用して、自宅やオフィスから納付もできます♪ ～

●eLTAXで申告するメリット

窓口等への
お出かけ不要

複数の地方公共団体へ
まとめて一度に送信

eLTAXの
サービスは無料

●利用可能な手続き

電子申告 法人道府県民税、法人事業税、特別法人事業税(地方法人事業税)、
法人市町村民税、固定資産税(償却資産)、個人住民税、事業所税
電子申請・届出 法人設立届出や異動届出等、申告手続きに関連した申請・届出手続き
電子納税 電子申告に係る納付手続き ※固定資産税(償却資産)を除く。

★法人のみなさまへ！

令和2年4月1日以後に開始する事業年度分から、大法人についてeLTAXによる電子申告が義務化されました。
引き続きeLTAXの積極的なご利用をお願いします。

※国税に関する申告などの各種手続きは、e-Taxをご利用ください。

(このお知らせに関するお問い合わせ) 神奈川県税事務所 電話(045)321-5741(代)

